### 市第 121 号議案

横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部改正

横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部を改正する条例を 次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

# 横浜市条例(番号)

横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部を改正す る条例

横浜市障害者スポーツ文化センター条例(平成4年3月横浜市条 例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者スポーツ文化センター横浜ラポール(以下「センター」という。)を横浜市港北区に」を「横浜市に障害者スポーツ文化センター(以下「センター」という。)を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
ラポール上大岡		横浜市港南区	
横浜ラポール		横浜市港北区	

第4条を次のように改める。

(施設)

第4条 前条に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く

(1) ラポール上大岡

- ア 体育室、フィットネスルーム及びトレーニングルーム
- イ 多目的室、会議室及び創作エリア
- ウ 健康相談コーナー
- (2) 横浜ラポール
  - ア 大体育室、小体育室、プール、フィットネスルーム、屋外 グラウンド、地下グラウンド及びボウリングルーム
  - イ ホール、多目的室、会議室、和室、視聴覚室及び創作工房
  - ウ 視聴覚ライブラリー、おもちゃ図書館、健康相談コーナー 及び団体交流ゾーン

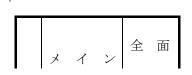
第10条第1項中「第4条第1号及び第2号」を「第4条第1号ア 及びイ並びに第2号ア及びイ」に改める。

別表種別の項の次に次のように加える。

	体	;	育	室	1日につき	円 4, 800		円	円
ラ	フィ	イツト	ネスパ	レーム	同	4, 800	1 日につき	500	250
ポー	١٦	ノーニ	ング』	レーム	同	4, 800	1 11 10 20	300	230
ル上大	多	目	的	室	同	10, 000			
岡	会	i	議	トル	同	5, 000			
	創	作、	エリ	J ア	1室、1日に つき	6, 900	1日につき	500	250

## 別表中

Γ



大体育	アリー	ナ	半	面
室	サウン	ドテ		ル 室
小	体	育		室
プ	_	•		ル
フ	イットネ	スノ	レー	ム
屋	19 - 1.	10	全	面
外 グ	グラウン	<b>ノド</b>	半	面
ラウン	100メー	- ト,	ル走	路
F	テニン	ス コ	_	٢
Lib	地下门	、ラ	ツ	ク
地下グ	アーチ	エリ	J —	場
ランド	バウンド	テニン	スコー	- ト
	ローン	ボウ	ルス	場
ボ	ウリン	グル	<i>/</i> —	ム
ホ	<b>ー</b> ル		曜日、 及び1	
		その	の他の	の日
多	目	的		室

市第121号

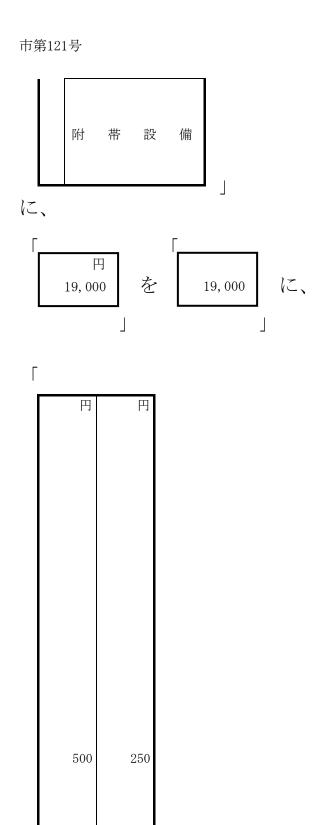
		全	面
大会議	菱至	半	面
小	会	議	室
和			室
視	聴	覚	室
創	作	工	房
附:	帯	設	備

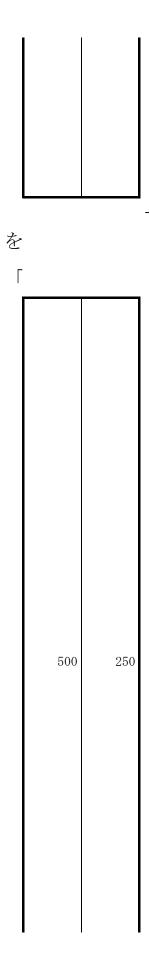
を

Γ

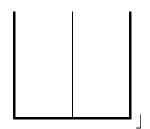
	大	メイン	全	面
	体育室	アリーナ	半	面
	±.	サウンド	テーフ	ブル
		テニ	ス	室
	小	体	育	室
	プ			ル
	フ	ィットネス	ベルー	-ム
		グラウンド	全	面

	屋外グ			半	面
	ラウ	100 >	х — }	ルカ	<b></b> 上路
	ンド	テニ	ニスコ	ı —	<b>+</b>
	地	地下	・トラ	ラッ	ク
横汇	下グラ	アー	チェ	IJ <b>—</b>	場
浜ラポ	ウン	バウン	/ドテニ	スコ	ート
ルル	工	П	ンボウ	リルフ	以場
	ボ	ウリン	ノグ)	·レー	ム
			日曜	日、:	土曜
				:び付	
	ホ	ール	その	他の	) 目
	多	目	的	j	室
	+4	議室	全		面
	八云		半		面
	小	会	諄	4168	室
	和				室
	視	聴	覍	Ĺ	室
	創	作	J		房





市第121号



に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市障害者スポーツ文化センター条 例の規定に基づくラポール上大岡を供用するために必要な行為は 、この条例の施行前においても行うことができる。

# 提案理由

ラポール上大岡を設置するため、横浜市障害者スポーツ文化センター条例の一部を改正したいので提案する。

#### 参 考

横浜市障害者スポーツ文化センター条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(設置)

- 第1条 スポーツ、文化活動、レクリエーション等を通じて、障害 者の社会参加及び福祉の増進並びに障害者、その介護人その他の 市民(以下「障害者等」という。)相互の交流を図るため、横浜障害 市に障害者スポーツ文化センター(以下「センター」という。)者スポーツ文化センター横浜ラポール(以下「センター」という
- センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
ラポール上大岡		横浜市港南区	
横浜ラポール		横浜市港北区	

(施設)

第 4 条 前 条 に 掲 げ る 事 業 を 行 う た め 、 セ ン タ ー に 次 の 施 設 を 置 く

- <u>ラポール上大岡</u> 大体育室、小体育室、プール、フィットネスルーム、屋外グ

ラウンド、地下グラウンド及びボウリングルーム

- ア 体育室、フィットネスルーム及びトレーニングルーム
- イ 多目的室、会議室及び創作エリア
- <u>ウ</u>健康相談コーナー
- (2) <u>横浜ラポール</u>ホール、多目的室、会議室、和室、視聴覚室及び創作工房 ア 大体育室、小体育室、プール、フィットネスルーム、屋外

グラウンド、地下グラウンド及びボウリングルーム

#### 市第121号

- イ ホール、多目的室、会議室、和室、視聴覚室及び創作工房ウ 視聴覚ライブラリー、おもちゃ図書館、健康相談コーナー及び団体交流ゾーン
- (3) 視聴覚ライブラリー、おもちゃ図書館、健康相談コーナー及び団体交流ゾーン (利用の許可)
- 第 10 条 第 4 条 第 1 号 ア 及 び イ 並 び に 第 2 号 ア 及 び イ に 掲 げ る 施 設 第 4 条 第 1 号 及 び 第 2 号 を 利 用 し よ う と す る 者 は 、 指 定 管 理 者 の 許 可 を 受 け な け れ ば な ら な い 。

(第2項及び第3項省略)

別表 (第11条第2項)

	££ DII	利 用 (貸切	料 金 り)	利 用 (個	料 金 人)
	種別	単 位	金額	単位	金 額   大人 子供
ラ	<u>体 育 室</u>	1日につき	<u>円</u> <u>4,800</u>		<u> </u>
ポ	フィットネスルーム	<u>同</u>	4,800	<u>1日につき</u>	<u>500</u> <u>250</u>
ル	トレーニングルーム	<u>同</u>	4,800		
<u>上</u>	<u>多 目 的 室</u>	<u>同</u>	<u>10, 000</u>		
<u>大</u>	会 議 室	同	<u>5, 000</u>		
断	創作エリア	1室、1日に つき	<u>6, 900</u>	1日につき	500 250

	大	メイン	全	面	1日につき	円 19, 000		円	円
	体育室	アリーナ	半	面	司	9, 500			
	<u> </u>	サウンド テ ニ			1室、1日に つき	4, 600			
	小	体	育	室	1日につき	4, 800			
	プ			ル	1 コース、 1 日につき	11, 500			
	フ	イットネン	スルー	ーム	1日につき	4, 600			
	屋	グラウンド	全	面	司	13, 800	1 日につき	500 250	250
	外グラ	)	半	面	司	6, 900	1 11 10 70	300	250
	ウン	100メー	トルえ	走路	司	4, 600			
_横_	ド	テニス	コー	-	司	6, 900			
<u>浜</u> ラ	地	地下卜	ラッ	<i>」</i> ク	司	6, 900			
ポ	下グラ	アーチョ	ェリー	一場	司	6, 900			
<u>.</u>	ウン	バウンドテ	ニスコ	ı— }	1面、1日に つき	2, 300			
ル	上	ローンボ	ウル	ス場	1日につき	2, 300			
	ボ	ウリング	゛ルー	- ム					
	<del>ते.</del> -		曜日、 及び作						
	14,		の他の	の日					

全	面
大会議室	面
小 会 議	室
和	室
視 聴 覚	室
創 作 工	房
附帯設	備

(備考省略)